

競争入札参加心得

一般財団法人カーボンフロンティア機構

(趣旨)

第1条 一般財団法人カーボンフロンティア機構（以下「本財団」という）の契約に係る一般競争（以下「競争」という）を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、契約書（案）、及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、契約書（案）及び現場等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札書は、別紙の書式により作成し封緘のうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時・場所において、入札箱に投入しなければならない。なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 3 前項の場合において、入札者は投入した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札の取り止め等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

- 2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期又は取り止めることができる。

(入札の無効)

第4条 開札を行った結果、入札書が次の各号の一に該当すると認めるときは、これを無効とする。

- (1) 入札金額が訂正されているとき。
- (2) 入札者の記名、押印が欠けているとき。
- (3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む）等により、意志表示が不明確なとき。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
- (5) 予定にない条件が付されているとき。
- (6) 前各号に掲げる場合の他、本財団の指示に違反し又はその他入札に関する必要な条件を具備していないと認めるとき。

(開札)

第5条 開札は、入札終了後直ちに入札者の面前で行う。

(落札者の決定)

第6条 入札価格に対する得点（価格点）と技術等に対する評価の得点（技術点）より評価する「総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術等の要求要件（以下「評価項目」という）のうち仕様書に記載された内容（以下「必須要件」という）を全て満たしていること。
- 2 上記の総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高いものが2者以上あり、かつ技術点も同点の場合、当該者にくじを引かせて落札者を定める。なお、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係しない本財団職員にくじを引かせることができるものとする。
- 3 ただし、上記により決定された落札者が、当該調達案件の内容に適合した履行をなさないおそれがあると認められるとき、又その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、別に定める「契約審査委員会」の審議を経て、予定価格の範囲内において入札した他の者を落札者とするができる。
- 4 前項により落札者を決定した場合は、入札者の面前で、業者名、落札金額を発表する。この場合にあっても、予定価格は公表しない。

(再度の入札)

第7条 開札の結果、落札者が無いときは、直ちに再度の入札をさせることができる。

- 2 前項の場合における再入札は、2回まで繰り返し行うものとする。この場合において、当初定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。

(契約金額の決定)

第8条 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額にその10%に相当する金額を上乗せしたものである。ただし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は本財団から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを本財団へ提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に提出しないときは、落札は、その効力を失う。この場合において、本財団は損害賠償金として落札価格の100分の10に相当する金額を、落札者から徴収することができる。

(異議の申し立て)

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書(案)及び現場等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

以上